

# 一般社団法人 全国墓じまい協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国墓じまい協会と称する。

### (事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、墓の設置並びに墓じまい、各種葬儀や埋葬などに関する知識や技術を身に付け、もって日本における墓の歴史や文化に寄与する事を目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 墓じまい等に関する調査研究、情報の収集及び提供。
2. 墓じまい等に関するセミナー、講演会、シンポジウム等の開催。
3. 墓じまい等に関する教育及び研修の実施。
4. 墓じまい等に関する宗教的、文化的観点からの啓蒙活動。
5. 墓じまい等に関する相談及び支援活動。
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

### (公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

### (入社)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

- 2 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による入社の申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

### (経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の末日から3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の決定に基づき代表理事が招集する。代表理事に支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発するものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、2人以上とする。

(代表理事)

第18条 当法人の理事が3人以上ある場合は、理事の互選により、代表理事を定める。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年2月28日までとする。

(設立時理事等)

第27条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 大石華法、角本光司

設立時代表理事 大阪市福島区福島5丁目6番38-1006号

大石華法

兵庫県加古川市加古川町北在家653番地の4

角本光司

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 大阪市福島区福島5丁目6番38-1006号

氏 名 大石華法

住 所 兵庫県加古川市加古川町北在家653番地の4

氏名 角木光司

(定款に定めのない事項)

第29条 この定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国墓じまい協会の設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士小倉大輔は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和7年2月17日

設立時社員 大石華法

設立時社員 角本光司

上記設立時社員の定款作成代理人  
司法書士 小倉大輔